

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定によって、次のように肥料の登録の有効期間を更新した。

令和五年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期
広島県第 一一三七号	混合石灰 肥料	苦土入り カキ混合 石灰七号	アルカリ分 五〇・〇 く溶性苦土 七・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	丸栄株式会社 広島県広島市中 区十日市町一丁 目四番三二号	令和一〇年 一月二七日
広島県第 一一一七号	副産石灰 肥料	カキ副産 石灰四六 号	アルカリ分 四六・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	丸栄株式会社 広島県広島市中 区十日市町一丁 目四番三二号	令和一〇年 五月二七日
広島県第 一〇九四号	消石灰	七〇・〇 消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当無し	渡辺石灰株式会 社 広島県府中市上 下町小堀九〇五 番地の四	令和一〇年 七月一九日
広島県第 一〇九五号	消石灰	六五・〇 消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当無し	社 広島県府中市上 下町小堀九〇五 番地の四	令和一〇年 七月一九日
広島県第 一一五八号	混合石灰 肥料	粒状苦土 入りカキ 混合石灰 一五号	アルカリ分 五五・〇 く溶性苦土 一五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	丸栄株式会社 広島県広島市中 区十日市町一丁 目四番三二号	令和一〇年 七月九日

広島県第 一一二八号	広島県第 一一九六号	広島県第 一一五九号	広島県第 一一三八号	広島県第 一一八一号	広島県第 一一五〇号
副産石灰 肥料	副産石灰 肥料	混合有機 質肥料	副産石灰 肥料	副産石灰 肥料	副産石灰 肥料
苦土入り カキ副産 石灰一〇 号	粉状かき がら四八	KH配合 有機一号	粒状カキ 副産石灰 四六号	かきがら 副産石灰	カルエツ グ
アルカリ分 四八・〇 く溶性苦土 一〇・〇	アルカリ分 四八・〇	窒素全量 二・〇 りん酸全量 四・〇	アルカリ分 四六・〇	アルカリ分 四六・〇	アルカリ分 四九・九
含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は公定規格 のとおり	含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は公定規格 のとおり	含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は公定規格 のとおり	含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は公定規格 のとおり	含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は公定規格 のとおり	含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は公定規格 のとおり
丸栄株式会社 広島県広島市中 区十日市町一丁 目四番三一号	かきがら工業協 同組合 広島県呉市倉橋 町七〇七一番地 の三	全農アグリウエ スト株式会社 広島県広島市南 区出島一丁目三 二番八二号	丸栄株式会社 広島県広島市中 区十日市町一丁 目四番三一号	誠信産業株式会 社 岐阜県羽島市足 近町南宿一五六 番地一	株式会社ジャッ ト 大阪府大阪市中 央区南船場四丁 目二番四号
令和一〇年 一〇月一〇 日	令和一〇年 一〇月二五 日	令和七年 九月九日	令和一〇年 八月二四日	令和一〇年 八月八日	令和一〇年 七月二五日

広島県第 一一六〇号
副産石灰 肥料
粒状カキ 副産石灰 四六号S
アルカリ分 四六・〇
含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は公定規格 のとおり
丸栄株式会社 広島県広島市中 区十日市町一丁 目四番三二号
令和二年 一月二二日